

## 第4回 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会 会議概要

1 日 時 平成23年11月5日（土） 午前10:00～午前11:50

2 会 場 中央公民館2階 講習室

3 出席者 (敬称略)

委 員：齋藤友之、玉井基義、芳野昇、大森妃佐、石崎甲夫、岡本和子、  
植田富美子、小田切豊雄、岸幸弘、戸塚涉輔

事務局：関久徳（総務部次長兼政策企画室長）、伊藤浩一（市民生活部次長兼市民活動推進室長）、小谷野賢一（政策企画室室長補佐）、島田雅也（政策企画室主査）、慶野裕亮（政策企画室主査）

### 4 内 容

#### 【開会】

#### 【議題】

##### (1) 条例案への意見交換

会 長：会議に先立って会議録の修正があるか確認したい。

一 同：修正点を確認し、一同了承。

会 長：それでは早速、次第に則り条例案についての意見交換を行いたい。本日の資料では、懇談会や市の部会での意見を基に作成された条文案が示されている。事務局に説明して頂きながらその都度、皆様から意見を頂きたいと思う。

●事務局から、条文案について、前文、第1条から第3条まで説明。

会 長：第3条までについて意見はあるか。

委 員：前文に現状の課題を載せる必要はないと思う。解決したらそれは課題ではなくなるので、課題を載せるというのなら前文ではなく、別の載せ方が良いのではないかと。先の話であるが、条例の見直しをする場合、載せた課題が解決され次第、その都度内容を修正する必要があるように感じる。

会 長：前文は精神論・理想論を謳った形が良く、そこに現状の課題を入れると見直しが大変になるので、それはどうかということか。

委 員：直近の具体的な課題ではなく、すぐに解決することが困難な恒久的な課題であるなら良いと思う。

事務局：載せる課題については、これまでも懇談会で「市民活動に若い人などが参加しない」といった課題等が挙げられてきたので、そのようなことを示していくつもりである。

委員：第2条について、参画・協働の定義はオーソライズされている。参画・協働という言葉はそのまま残すべきだと思う。

会長：第1条について、「その推進を図り」は削っても良いのではないか。「その」という指示語が指すのは「市民参画及び協働」だということは分かるが、「考え方や仕組みを定めること」も指すならば、「～を定めること」を推進する、というのでは内容に不整合が起きるのではないか。また、第2条については、条文案が最後まで練りあがった時に、説明が必要な項目を追加してあげればよいと思う。第3条については、「パートナー」という表現があるが、このような横文字を安易に用いてしまうと、説明や解説が難しいので気をつける必要がある。条文全体に言える事だが、横文字の使用は控えて、日本語で示した方が正しく内容を伝えられるのではないか。「パートナー」は一つの例だが、他にも「コミュニティ」などがある。

副会長：日本語にこだわるよりもカタカナを使った方が分かり易い場合もあるかもしれない。

●事務局から、条文案について第4条から第5条まで説明。

会長：第4条から第5条までについて意見はあるか。

委員：責務について、第5条の「市の責務」の表現は、本来の「責務」という表現になっているが、第4条の「市民の責務」については、市民への遠慮が伺え、「責務」としては表現が弱いのではないか。第4条第1項の「努めるものとする」という表現だと、市民にとっては「やるやらないは自由」という印象がある。だからと言って、それを強いる表現にするのは難しいとも感じるが。

委員：市民と市は対等であり、「市民も責務・市も責務」と言葉の統一をすることで分かり易くなるのだが、「責務」という表現は市民に対しては厳しいと思う。市民については「役割」の方が馴染み易く良いのではないか。

委員：「責務」は結局、役割を果たすという意味だから、このままの表現で良いと思う。

委員：市民と市が平等・対等の立場で協働するとなると、市民に相当な自覚がなければやれないものだと思う。「役割」程度の気持ちではやっていけないから、「責務」くらい厳しい表現でも良いのではないか。

会長：この議論に正解はないが、懇談会での様々な意見が解説書の内容に繋がってくる。

委員：参画・協働を進めて次の歳市を作るためには、市内には力を持った様々なNPOや団体があるのだから、若者をはじめ多くの市民が責任を持って参加することが必要だと思う。

会長：第4条第1項で「努めるものとする」と、第2項で「責任を持つものとする」と表現しているが、この「～ものとする」という表現は、内容に不整合を起こしているように感じる。

委員：他市の条例における「責務」の表現は、「努める」と断定的に表現している場合が多いが、この条文案の表現「努めるものとする」では表現が柔らかい印象になり、他市の条例における「役割」を表現しているように感じる。

会長：「責務」とは、責任と義務のことであり、二重で厳しい意味合いを含んでいる表現だが、条文案を「責務」ということで示していくのであれば、「～ねばならない」と表現しても良いだろう。将来に向けて、現状は心許ない状態にあっても、今後は責任ある市民になってもらいたいという理想をもつという意味で。

- 副会長：私の周りでは、責任や義務を課すような条例が出来上がると、「責任を負わされる、怖い、やっていけない」という意見が出てくる。
- 委員：条例の精神は分かるが、文言が厳しすぎる。「役割」の方が緩やかな表現で良いと感じる。
- 会長：仮に条例の表現が厳しくなったとしても、この条例には罰則規定はなく、あくまで理念である。だからと言って、安心して良いということではないが。
- 委員：第4条第2項はすごく厳しいことを言っているように感じる。私は、地域というより子ども達にとっての環境が良くなればと思っている。その理念で行動することで、自ずと回り回って蕨市全体が良くなり、結局は、全体の利益に繋がってくると思う。現在の表現は自己犠牲の精神となっており、表現が崇高だと感じる。基金の活用など、そこには一定の報酬があってもいいと思う。
- 委員：本来は参加したくても、経済的や様々な理由で参加出来ない人もいる。そのような人が、お金なら出せるというのがあってもいい。地域のために動いて頂いている人達がいるという気持ちに立つことが「責務」だと思うし、基金などを活用することで参加できない人も気兼ねなく参画・協働の恩恵にあずかれるのではないか。
- 会長：「特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して」という表現は、一般的に「公共の利益」と示されるものを噛み砕き、分かり易く示したものであるが、それ故に、逆にきつい印象を与えている。ただ、罰則は無いから、きつい表現や、理想の市民像があっても良いと思う。第4条第1項「努めなければならない」、第2項を「責任を持たねばならない」と表現しても、実際はそのようにやらなくても参加すること自体は問題ない。
- 委員：無責任な市民に参加してもらっても仕方が無いので、この条文案のままの表現でも問題ないと思う。責任を持って参加しなくては実際意味が無いと思う。
- 会長：そのような考えの市民が増えれば理想だ。毎年、市民意識調査をやっているのだから、市民が理想通りに行動できているかが公表されると、本条例の存在意義が分かるだろう。
- 委員：この条例における市民とは、個人も法人もあらゆる団体が含まれ、それぞれ置かれている立場や環境も異なっており、同じ「参画・協働」と言っても求めているものは千差万別。そこには当然、責任がなければならないが、狛江市の条例のように、市民は「それぞれの立場」に基づいて行政活動に参加する「権利」を持っているとする表現も捨て難い。
- 会長：権利と義務がバランスよく条例に表現されていると望ましい。市民には参加する「権利」があり、市はその機会などを設ける「責務」がある。それが、対となるようにバランスがとれていると良い。条文見出しについても、第4条の「市民の権利」と第5条の「市の責務」が対となるよう、組み合わせがよく分かるように書かれているとバランスが良く感じるだろう。第4条第1項で、市民は「権利」をもつという内容を受けて、第5条で市がそれにどう応えるかを並べるイメージ。そして、第4条第2項には、市民の「責務」として、権利を闇雲に行使するのではなく、そこには責任があると謳われていると良いのかもしれない。

会 長：第5条第2項の表現では内容が不足していると思う。「市民参画の機会」だけでなく「協働の機会」も設けなければならないし、「協働の仕組み」だけでなく、「参画の仕組み」の整備にも取り組まなければならないので、「市民参画と協働の機会を設け、それらを推進し易い環境づくり」というような、骨子案で示された表現にしなければならないと思う。

●事務局から、条文案について第6条から第10条まで説明。

会 長：第6条から第10条までについて意見はあるか。

委 員：正直、表現が硬すぎて内容が分からない。全体を平易な表現にする前提があるのだからそのように表現を改めて欲しい。他市の条例で分かり易い表現などを参考にしたい。

事務局：今回の資料については、条例における一般的な表現で示しているが、条文の分かり易さについては可能な限り工夫し、最終的には全体的に平易な表現に努めたい。

会 長：第9条の市民からの意見とは、具体的に何を指すのかが不明確。ここで求めている意見は、第6条の「市民参画の対象」や第7条の「手続き・方法」に対するものではないのか。具体的に何に対する意見かというのを明確に示さなければならないと思う。

事務局：第6条、第7条に対しての意見だけだと、市が意見を求める機会を設けた時だけしか市民は意見を出せないことになってしまう。この条項は、市民の側からいつでも市政全般に対して意見を出せるということを示しており、それらに対して市は真摯に対応するということを表している。

会 長：あらゆる意見などに対応するということが本当に大丈夫か。

事務局：それは、市の部会でも議論になっている。市の部会の中で出された「市民と市が一方通行ではなく、双方向に意見をやり取りできる形になれば良い」という意見を基に第9条は書かれた。ただ、あらゆる意見に対応する制度にするかどうかは検討中である。

会 長：確かにそれは広い意味での市民参画であり、包括的に市民の意見を聴くという取り組みをしている自治体もある。群馬県太田市長は、フロアに出て市民からの意見を待っているという事例がある。ただ、条文案の通りでは、現場の日常業務が滞るうえ、適切に対応されていないと判断された場合、市が裁判で債務不履行を訴えられる可能性がある。

委 員：第8条第2項について、現状、審議会等では兼務している委員が多くいると思うが、仮に新しい人を選んでも、しっかりと責任をもって取り組める人でないと困ると思う。色々な人の意見を聴くということは大切であり必要である一方、この条文案の通りだと審議会等が成り立たない可能性があると思う。

会 長：審議会等の男女比、女性を登用している割合はどうか？

事務局：これについては別に要綱を定めており、バランスをとるよう努めているところである。30%台前半だった女性登用率を平成26年までを目標に40%になるよう努めている。

## (2) 次回会議の開催日程について

- ・次回については、平成23年12月17日(土)午後2時から開催と決定。
- ・次回は、条文案の意見交換の続きと、前文案についての意見交換を予定。